

## 第1回 特定保健用食品広告審査会 審査結果

## 1 日 時

平成25年10月10日（木） 13時00分～17時00分

## 2 場 所

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 3階会議室

## 3 審査対象

広告収集期間 平成25年1月1日～6月30日

## 4 収集件数

216件（内訳）テレビ 90件、新聞 95件、雑誌 27件、その他 4件

\* 企業広告や判読不能等15件については審査対象から除外した。

## 5 審査要領

外部専門家（第三者委員）3名と協会会員企業のメンバーで構成された広告部会の代表（企業委員）3名で構成し、企業が出稿した広告について、関連法規および「『特定保健用食品』適正広告自主基準」への適合性を確認した。

## 6 審査結果

媒体 判定	テレビ	新聞	雑誌	その他	合計
A	0	0	0	0	0
B	2	1	3	0	6
C	7	52	5	0	64
問題なし	72	37	18	4	131
合計	81	90	26	4	201

\* 適合性に疑問のある広告については、当該企業に連絡し改善を促した。

注)

## ・A判定

健康増進法等に抵触するおそれのあるもの、「特定保健用食品の表示に関するQ&A」（平成23年6月消費者庁）および「『特定保健用食品』適正広告自主基準」に著しく抵触するもの

## ・B判定

「特定保健用食品の表示に関するQ&A」（平成23年6月消費者庁）および「『特定保健用食品』適正広告自主基準」に抵触するもの

## ・C判定

「特定保健用食品の表示に関するQ&A」（平成23年6月消費者庁）および「『特定保健用食品』適正広告自主基準」に抵触するおそれのあるもの、および消費者に誤認を与えるおそれのあるもの

## 7 「特定保健用食品広告審査会」（第1回）審査概評

特定保健用食品広告審査会 委員長 林 功

1991年（平成3年）に制度化された特定保健用食品は、2014年2月現在で1,101品目が許可・承認され、市場規模は5,175億円（2011年度）となっている。

公益財団法人 日本健康栄養食品協会では、特定保健用食品〈トクホ〉が消費者に正しく理解され、適切に活用されることを目指し、2007年6月に「『特定保健用食品』適正広告自主基準」（2011年2月改定）を作成し、〈トクホ〉商品の適切な広告活動を推進してきたが、2013年度より〈トクホ〉の広告表現の一層の適正化と向上を図ることを目的として「特定保健用食品広告審査会」を開催することとした。

「広告審査会」は、外部専門家3名と会員企業で構成された広告部会の代表3名で構成され、企業が出稿した広告（初年度はTV、新聞、雑誌の広告とし、ネット広告は今後の課題とした）について、健康増進法等の関連法規、消費者庁「特定保健用食品の表示に関するQ&A」および「『特定保健用食品』適正広告自主基準」等への適合性の観点から審査することとした。2013年10月10日に第1回の「特定保健用食品広告審査会」を開催し、審査の対象としたTV、新聞、雑誌などの広告201件について審査を行った。審査会での広告件数は想定を超える件数となったため、1日がかりの審査となった。

〈トクホ〉は、国（消費者庁）から表示許可を得ている食品という面もあり、今回の審査結果では、①健康増進法などの関連法規②消費者庁Q&A ③「『特定保健用食品』適正広告自主基準」のいずれかに著しく抵触する「A」判定となったものはなく、顕著な違反広告はなかったが、審査基準に照らしてみると問題となる広告も散見された。（「B」判定6件、「C」判定64件）

今回は初めての審査であり、「適正広告自主基準」や「消費者庁Q&A」に抵触するか否かの判断は比較的しやすかったが、自主基準にも定めがないものの、消費者に誤認を与えるおそれのある表示あるいは消費者にわかりにくいと思われる表示がいくつか見られたので、こうした観点からさらなる自主基準の見直しを進めていただきたい。適合性に疑問があると判定された広告については、当該企業に連絡し改善・検討をお願いするとともに、会社名、商品名等を伏せた上で協会会員等にも周知し、今後の〈トクホ〉広告を作成する際の参考としていただきたいと考えている。

現在、食品の新たな機能性表示について制度化が検討されており、健康食品市場の拡大が期待されているが、企業の責任において食品の機能性を検証し、消費者に正しい情報を開示することが求められるものと思われる。どのような新たな枠組みがつくられるかによっては、〈トクホ〉制度への影響もないとはいえないが、消費者にも定着した〈トクホ〉制度をより健全に維持、発展させるために、関連企業におかれては、〈トクホ〉の広告・表示が消費者にとってわかりやすいものとなるよう一層ご尽力いただきたい。

以上